

(下記の要綱については今後一部変更となる可能性があります。
変更があった場合には協会webページにて公表します。)

1. 大会名 平成29年7月ライフルナショナルチーム選考記録会
2. 主催 公益社団法人 日本ライフル射撃協会
3. 主管 新潟県ライフル射撃協会
4. 期 日 平成29年 7月 7日(金) 第1日
8日(土) 第2日
9日(日) 第3日
5. 会場 新潟県立胎内ライフル射撃場
〒959-2823 胎内市熱田坂881-92
TEL: 0254-48-3208 FAX: 0254-48-3304
6. 開会式 なし
7. 閉会式 なし
8. 競技日程・種目 各種目開始前に準備+試射時間15分を設ける

日程	競技種目	競技時間	備考
7月7日(金)	50m P60M (3×40でエントリーした者も P60を射撃する)	09:00~09:50	ファイナル出場は当日 の結果による
	50m 3×40M	11:30~14:15	
	ファイナル 50m 3×40M	15:30~	
7月8日(土)	50m 3×20W	09:00~10:45	ファイナル出場は当日 の結果による
	50m P60M (3×40でエントリーした者も P60を射撃する)	13:00~13:50	
	ファイナル 50mP60M	15:30~	
	10m S60M① (SBあり)	09:00~10:15	
	10m S60M② (SBなし)	10:55~12:10	
	10m S40W① (SBなし)	12:50~13:40	
	10m S40W② (SBあり)	14:20~15:10	
ファイナル 10m S40W	16:15~		
7月9日(日)	50m 3×40M	09:00~11:45	ファイナル出場は当日 の結果による
	50m 3×20W	12:30~14:15	
	ファイナル 50m 3x20W	16:00~	
	10m S40W① (SBあり)	09:00~09:50	
	10m S40W② (SBなし)	10:30~11:20	
	10m S60M① (SBなし)	12:00~13:15	
	10m S60M② (SBあり)	13:55~15:10	
	ファイナル 10m S60M	16:15~	

9. 競技規則 ライフル射撃競技規則 最新版による
用具検査は各自事前にチェックできるよう器材を設置する。
10. 使用標的 50m、10mとも電子標的（マイトン社製）
11. 参加資格 日本代表として国際競技大会でのメダル獲得に意欲のあるもののうち、
(1) 平成29年ナショナルチーム選手
※任意の種目に参加できる。
(2) 平成29年5月1日現在の協会におけるエントリー種目のランカーである者。
※参加者多数の場合、ランキング順位により参加制限を行う。
(3) 上記に該当しないものでナショナルコーチの指名を受けた者。
※指名された種目に参加できる。
12. 表彰 なし
13. 参加料 50mおよび10mの2種目参加者20,000円、いずれか1種目の場合10,000円
NT選手も同様です。
14. 参加申込 参加希望者は6月16日(金)必着にて直接、新潟県ライフル射撃協会に参加料を添えて
申込みこと。ただし参加資格(3)に該当するものは期限を設けない。
重要：所属のある選手（生徒・学生など）は監督承諾書を参加時に提出して下さい。
(過去に次年以後も継続して承諾するむね提出されている所属については不要です)
なおドーピング検査の可能性があるため、未成年者で親権者同意書を（公社）日本ライフル
射撃協会に提出していない選手は、提出すること。提出がないと試合に参加できません。
- 申込書記載事項（所定様式を使用しない場合）
①氏名（ふりがな必須）、②西暦生年月日、③性別、④所属、⑤会員ID、⑥現住所、
⑦電話番号（携帯可）、⑧参加種目（ランキング順位必須）、⑨連絡事項等
- 申込先
〒959-2823
新潟県胎内市熱田坂881-92
新潟県ライフル射撃協会 西澤精一 宛
電話 090-2623-0259（西澤） FAX 0254-48-3600
E-mail: t.rifle@iplus.jp（胎内ライフル射撃場）
- 希望者にはEメールで申込用紙のデータを送付します。申し出て下さい。
- 銀行口座 新潟県労働金庫 本店 普通 1256837
名義 新潟県ライフル射撃協会 会長 渡辺孝衛（ワタナベ タカエ）
15. 大会責任者 大会委員長 松丸 喜一郎
競技委員長 西澤 精一
テクニカル・デレゲート 森田 益行
16. その他 本大会は日本アンチドーピング規程が適用されます

平成29年 7月ライフルナショナルチーム選考記録会 参加申込書

ふりがな 氏名：		生年月日(西暦 年 月 日) 男・女		
所属：		会員ID：		
現住所：〒 —				
電話： — —		携帯： — —		
参加種目		種目	ランキング順位	確認欄
	男子	50m P60のみ		
		50m 3×40(+P60)		
		10m S60		
	女子	50m 3×20		
10m S40				
連絡事項				

送付先：〒959-2823 胎内市熱田坂881-92
新潟県ライフル射撃協会 西澤精一 宛

申込期限： 6月 16日(金) 必着

必要事項を明記したEメールでの申し込みも可としますが、必ず事後に確認を取って下さい。

協会使用欄

(公社) 日本ライフル射撃協会 御中

同意書

私、【親権者氏名】は、【20歳未満の競技者】（以下「甲」）の親権者として、甲を含む公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」）に加盟している競技団体に登録するすべての競技者に、世界アンチ・ドーピング規程、国際基準、及び日本アンチ・ドーピング規程（以下「日本アンチ・ドーピング規程等」といいます。）が適用されることを理解します。

更に、JADA ウェブサイト <http://www.playtruejapan.org/>の『U20 未成年同意書』にて日本アンチ・ドーピング規程等を含むドーピング検査やその後の検体の分析、結果の管理その他の日本アンチ・ドーピング規程等において定められる一連の手續（以下「ドーピング・コントロール手續」といいます。）等について説明しているすべての内容を熟読し、理解し、甲へ当該内容を指導した上で、甲がドーピング検査の対象となり、採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けることに同意し、ドーピング・コントロール手續に服することに対して異議を申し述べません。また、日本アンチ・ドーピング規程等が随時更新されることも理解します。

本同意は、甲が満 20 歳となるまで有効とし、本人が 20 歳になるまでの間に親権者が私以外にかわった場合には遅滞なく私から貴協会に通知し、新たな親権者から同意を得ることを誓約します。

なお、ドーピング・コントロール手續においては、2017 年 1 月 1 日に効力発生予定の日本アンチ・ドーピング規程等で定義されている通り、18 歳未満を未成年（Minor）として扱うものとし、18 歳、19 歳については、原則として、成人と同様の手續にてドーピング検査をはじめとするドーピング・コントロール手續が実施される旨も理解いたしました。

平成 年 月 日

【親権者】

住所：_____

自署：_____ 印

上記内容について確認致しました。

【競技者】（甲）

住所：_____

生年月日：西暦 年 月 日 年齢：_____ 歳

自署：_____ 印

(注)満 20 歳未満の選手がドーピング検査が実施される可能性がある試合に参加を希望する場合は、この親権者同意書の提出がない場合は参加できません。

※当書面に記載された個人情報、ドーピングコントロール手續目的以外では使用いたしません。

監督承諾書

A. ナショナルチーム選考競技会の参加につきまして

1. ナショナルコーチ及びジュニア育成委員会は参加者に直接情報を伝達することがあります。
2. 選手強化委員会及びジュニア育成委員会は選考に関して選手に直接コンタクトを取ることがあります。

B. ナショナルチーム選手、ジュニア育成委員会指定選手の選考、その後について

1. ナショナルチーム選手及びジュニア育成委員会指定選手の決定は理事会の決議にて行われます。
2. ナショナルコーチ及びジュニア育成委員会ならびにチームスタッフは選手に直接情報を伝達いたします。
3. 選手強化委員会及びジュニア育成委員会は派遣等に関して選手に直接コンタクトを取ります。
(派遣依頼書類等、書類事務が前後することがあります)
4. 派遣に当たっては「日本代表選手派遣にあたって了解していただく事項(方針)」が適用されます。

以上

公益社団法人 日本ライフル射撃協会 殿

チーム名 (または選手名) _____

のナショナルチーム選考競技会への参加ナショナルチーム選手、ジュニア育成委員指定選手として活動につきましては、上記内容を承諾します

部長・監督・親権者・顧問 (○で囲んで下さい) _____

ご署名 _____

次年度以後のご承諾も合わせて、ご提出いただける方はこちらにもご署名ください。
(以後、貴チーム所属選手に関しましては、当書類の今後の提出は不要となります。)

ご署名 _____

日本代表選手派遣にあたって了解していただく事項（方針）

公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下協会）は、選手派遣について以下の方針を持って実施いたします。協会は当方針を了解された選手の中から代表選手を選考させていただきます。

1. 派遣チームの役員選手は選手強化委員会で予備選考され、理事会において決定されます。
2. 派遣チームの指揮はチーム監督または代表者によってとられ、チーム員はその指揮下に入ります。
3. 派遣チーム員がやむをえない個人的事由で参加を取りやめた場合、または派遣日程を変更した場合に発生する旅行に関する損金等は当該個人にご負担いただきます。
4. 派遣に際しては一定額の派遣負担金を徴収いたします。
5. 派遣競技会での選手起用の判断はチーム監督または代表者によってなされます。
6. 協会競技者資格並びにスポンサーシップ規定に違反することが明らかになった派遣チーム員は派遣競技会に参加できません。この項には JOC 選手強化キャンペーンに関する規定も含まれます。また協会のスポンサーシップに関する企業ロゴなどのユニフォーム等への標記に関して、チーム員は協会スポンサーシップ契約内容に従う義務を負います。個々の選手のスポンサーシップ契約に基づく企業ロゴ等の標記に関しては、協会競技者資格並びにスポンサーシップ規定に基づき実施することができます。
7. 競技中のチーム員の肖像権は協会に属するものとします。この項は職業競技者に対しても同様に適用されますが個人的に使用される肖像の取得を禁止するものではありません。
8. 派遣チーム選手及びその候補者は、ドーピング競技外検査を含め、求めに応じてドーピング検査を受ける義務を有します。拒否することはできません。（特別な場合を除き WADA、JADA 規定が適用されます）
9. ドーピング検査において陽性となった選手は、処分決定後少なくとも 2 年間は代表選手にはなれません。（特別な場合を除き WADA、JADA 規定が適用されます）
10. 協会は派遣活動の安全確保のため善意を持って活動いたしますが、派遣チーム員の安全を保障することはできません。
11. 協会は派遣チーム員に対して、派遣期間の間に限って協会を受取人とする生命保険等を購入する場合があります。この保険金は事故の際の事後処理に充当され、残余のある場合家族等に引き渡されます。
12. 協会がチーム員を受取人とする旅行損害保険等を購入することはありません。必要な場合、チーム員個人でご用意ください。協会が旅行損害保険等を斡旋することはありません。

上記、協会選手派遣方針を了解しました。

平成 年 月 日

氏名（自署） _____

未成年の場合親権者のご署名 _____